



平成 28 年 2 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 N J S
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 上 雅 亮
(コード番号：2325 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 吉 原 哲 二
(TEL：03-6324-4355)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 3 月 31 日開催予定の第 66 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 本社移転に伴い、本店所在地を東京都新宿区から東京都港区に変更するものであります。
- ② 経営体制の拡充とコーポレート・ガバナンスの強化のため、取締役の員数を 9 名から 10 名に増員するものであります。
- ③ 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を伴わない取締役および社外監査役でない監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう第 28 条第 2 項(取締役の責任免除)および第 39 条第 2 項(監査役の責任免除)を変更するものであります。

なお、第 28 条第 2 項の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 効力発生日

平成 28 年(2016 年)3 月 31 日(木)

定款一部変更の内容

(下線部は変更点)

現 行	変 更 案
<p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p>第 4 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、<u>9</u>名以内とする。</p> <p>第 19 条～第 27 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外</u>取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 29 条～第 38 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外</u>監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>第 4 条～第 17 条 (現行通り)</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>第 19 条～第 27 条 (現行通り)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (現行通り)</p> <p>2. 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、<u>同法第 423 条第 1 項の賠償責任について</u>、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 29 条～第 38 条 (現行通り)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条 (現行通り)</p> <p>2. 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により</u>、監査役との間で、<u>同法第 423 条第 1 項の賠償責任について</u>、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

以上